

令和5年4月1日
校長決定

東京都立府中けやきの森学園 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

本校は、すべての児童・生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の下に定める。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている児童・生徒の立場に立ち、その児童・生徒を絶対に守り通す。
- (3) いじめる児童・生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係をつくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校における「学校いじめ」対策に関する事項について検討し、学校いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応等や被害の軽減並びに安全の確保を目的とし、全校の取り組み状況を把握し、マネジメントする。

イ 所掌事項

- 学校いじめの発生防止に係る調査・研究等に関すること及びその啓発
- 学校いじめが発見・発覚した際の情報の収集と対策の整備及び外部への発信
- 速やかな対応策の検討・実施（加害者側への組織的な観察と指導・被害者側及びその保護者へのケア）
- 外部機関との連携や情報共有及び取り組み状況の発信

ウ 会議

月に1回程度行われている各種委員会の会議設定の中で、原則、年3回開催する。その他、委員長が必要と判断した際に開催する。

エ 委員構成

委員長（校長）、副委員長（副校長）、経営企画室長、主幹教諭（生活指導担当）、その他委員長が必要と認められた者。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

本校における「学校いじめ対策委員会」に対し、専門的知見をもって助言・支援をする。

イ 所掌事項

○児童・生徒の問題行動への対応において、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立する。

○「学校いじめ対策委員会」を支援し、いじめ問題等の対応の充実を図ることを目的とする。

ウ 会議

原則、年2回開催する。その他委員長が必要と判断した時に開催する。

エ 委員構成

チームリーダー（校長）、チームサブリーダー（副校長）、経営企画室長、主幹教諭（生活指導部担当）、警察署員（スクールサポーター）、地域住民（地域青少年対策委員）、その他チームリーダーが必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童・生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。併せて、いじめ問題の校内の相談窓口を生活指導部に設置する。

ア 児童・生徒が企画・運営し、学期に1回程度、いじめ防止に対する啓発週間（あいさつ運動等）を設ける。

イ 始業式、終業式にいじめ防止に関しての校長講話を実施する。

ウ 昼休みや下校後に、学校生活での悩みの解消を図るために、担任や生活指導部の教員が気になる児童・生徒に悩みの相談ができるコーナーを設ける。児童・生徒が悩みや気になる事を教職員に伝えやすい環境を整備する。

エ 「社会」「道徳」「産業社会と人間」「生活単元学習」等の中で、人権教育の推進と合わせて、いじめ防止について指導をするとともに、それを各教育課程の中に位置づける。

オ 生活指導部が毎月実施している安全指導日にいじめ防止点検日を設定する。また、教職員が児童・生徒のいじめに対し、生活意識調査等を活用し、定期的に点検して、改善・充実を図る機会を設ける。

カ 生活指導部が青少年対策委員会や警察署の少年課（スクールサポーター）等の外部委員に関わる会議等に参加し、恒常的な連携を深める。

(2) 早期発見のための取組

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が連携して実態把握に努め、対応する。

ア 児童・生徒の声に耳を傾ける。（アンケート調査、学校生活観察、個別面談等）

- イ 生活意識調査、いじめ総合対策第2次・一部改定（令和3年2月東京都教育委員会）等を参考に、児童・生徒の行動を注視する。
- ウ 保護者と情報を共有する。（連絡帳・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問・保護者会、学校評価アンケート等）
- エ 精神科医並びに外部専門家（臨床心理士等）と連携し、児童・生徒本人もしくは教職員が相談できる日を設定する。
- オ 学校サポートチームの外部委員と日常的に連携する。

（3）早期対応のための取組

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- ア いじめられている児童・生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- イ いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校いじめ対策委員会や学校サポートチームを機能させ、学校全体で組織的に対応する。
- ウ 校長は事実に基づき、児童・生徒や保護者に説明責任を果たす。
- エ いじめる児童・生徒には行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- オ 法を犯す行為に対しては早期に警察等に相談して協力を求める。
- カ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- キ 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。
- ク いじめ事象のレベルの判断に迷い、児童・生徒に対する措置などの対応判断に迷う場合は、西部学校経営支援センターに相談する。

（4）重大事態への対処

- ア いじめ問題が生じた時には、学校いじめ対策委員会や学校サポートチームが重大事態と判断し、加害者児童・生徒に対し出校停止等の措置を行うことができる。
- イ 個別指導や家庭訪問を通して、加害者児童・生徒や保護者に臨床心理士等のカウンセリングの機会を設け、加害者生徒や保護者の精神的ケアに努める。
- ウ 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携を図る。
- エ いじめ事象の内容を含め、生徒間暴力・対教師暴力等、全ての暴力行為には、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。
- オ 重大事態への状況を踏まえ、臨時保護者会を開き説明すると共に、関係諸機関に学校としての説明責任を果たす。

5 教職員研修計画

- （1）生活指導部が関係機関（警察署、保健所等）と連携し、いじめ防止に対する研修を実施する。
- （2）学校医（精神科領域）並びに外部専門家（臨床心理士等）と連携し、教職員が相談できる日を設定する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- （1）個別面談時に保護者からいじめの有無等について聞き取る。いじめの事実がつかめ

たら、すぐにいじめ対策委員会を開き、迅速に対応する。

- (2) 生活意識調査等を活用し、寄せられた意見や要望に真摯に対応する。
- (3) ホームページ等で、本校のいじめ基本方針を提示し、いじめ問題への意識を高める。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 年度当初のセーフティー教室や不審者対応訓練の申し込み等で、警察署、消防署等、外部機関を訪問する機会に、いじめ対策委員会や学校サポートチームへの協力を要請する。
- (2) 地域の青少年対策委員会に出席し、近隣の小学校・中学校・高校・青少年対策委員との連携を図る。
- (3) 特別支援教育センター校として連携を結んだ地域の学校の生活指導部との交流を図り、他校のいじめ対策を参考にし、本校に必要な対策については、積極的に取り入れていく。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートにいじめ防止に関する項目を設定する。いじめの実態について、外部に向けて公表（学校便り等）する。
- (2) 基本方針については、学校いじめ対策委員会で年度末に検討し、改善を図る。